

3-5-2 安全・その他

1. 踏み段の端部に縁取りを行うなどにより踏み段相互の境界を容易に識別しやすいようにする。また、くし板の端部と踏み段の色の輝度比が大きいこと等によりくし板と踏み段との境界を容易に識別できるものとする。【解説 1】
2. エスカレーターの上端及び下端に近接する歩道等及び通路の路面において、エスカレーターへの進入の可否を路面表示で示すものとする。なお、速度は毎分30mを標準とする。【解説 2】

【解説 1】

視覚障がい者等がくし板及び踏み段の端部を識別できるように、くし板と踏み段との境界及び踏み段相互の境界等の輝度比が大きいこと（2.0程度の輝度比を確保）等によって識別しやすいものとしなければならない。ただし、色の組合せによっては認識しづらい場合も想定されるため、障がい者等を含む沿道住民、利用者の意見が反映されるように留意して決定することが望ましい。

【解説 2】

エスカレーター取り付け部床面には、そのエスカレーターが進む方向を示す矢印等を設置し、利用者が誤って進入しないようにする。さらに、視覚障がい者にとっては、エスカレーターの乗り口がわからないと転落などの危険性があるため、進入可能なエスカレーター乗り口端部において、当該エスカレーターの行き先及び上下方向を知らせる音声案内装置を設けることが望ましい。

エスカレーターの速度については、より低速であることが利用者の恐怖感を抑え、快適な利用に資することになることから、30m/分を標準とする。

また、エレベーターの維持・修繕と同様にエスカレーターについても故障等の不測の事態に陥らぬよう、定期点検等を密に行うようにしなければならない。この定期点検等は、極力夜間などの利用者の少ない時間帯に行う事とし、万一故障した場合にも迅速かつ短時間で作業を終わらせるよう心がけるものとする。なお、定期点検等でエスカレーターが使用できない状況が見込まれる場合は、前もってその旨を利用者に周知するために、当該エスカレーター近傍等に予告表示することが望ましい。



写真3-5-1 エスカレーターの併設例